

標題

パナマ籍船の LRIT Conformance Test について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1351
発行日 2025 年 6 月 11 日

各位

パナマ籍船における LRIT Conformance Test について、通知文書 Merchant Marine Circular MMC-195 が 2025 年 5 月付で改訂されたことに伴い、ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1321 (2024 年 4 月 30 日付) の内容に修正がございますのでお知らせいたします。
これにより、ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1321 は絶版となります。

- 1. 本通知においては、国際航海に従事する Panama 船のうち、2008 年 12 月 31 日以降に建造された以下の船舶が対象となります。(MMC-195, 4.1, 4.2)
 - 旅客船
 - 総トン数 300GT 以上の貨物船
 - 自航可能な Mobile Offshore Drilling Units (MODU)
 - 自航可能な総トン数 300GT 以上の Offshore Support Vessels、Special Purpose Ships、Mobile Offshore Units (MOU)
 - 漁船及び漁業関連活動を行う船舶
- 2. 対象となる船舶は、次の場合又は間隔において LRIT Conformance Test を実施し、その結果として発行される有効な（有効期限 1 年）QR コード付きの Conformance Test Report (CTR)を所持する必要があります。(MMC-195, 4.8.1)
 - (1) LRIT を新規設置又は換装する場合
 - (2) Panama 籍へ船籍を変更する場合
 - (3) 船上の LRIT 装置が動作を停止した場合
 - (4) recognized ASP が、船上装置が適合試験報告書のパラメータ又は LRIT 性能基準に適合していないと Panama 主管庁に通知した場合
 - (5) 船舶を Panama 籍に再登録する場合
 - (6) 船舶が適合試験報告書に記載された海域以外における運航を希望する場合
 - (7) 12 ヶ月に一度の間隔（直近の Conformance Test の完了日から 12 ヶ月が経過する日までとする）
- 3. 船名、登録船主、MMSI、Distinctive Number or Letters、Gross Tonnage、航行区域が変更される場合、Conformance Test の実施は不要ですが、CTR の改訂が必要となります。改訂後の有効期限は以前のものを引継ぎ、期限は延長されません。(MMC-195, 4.7.3, 4.8.2)
- 4. LRIT 機器は、特定の状況下で、事前に主管庁の許可を得なければ停止できません。なお、リスクのある海域においての停止は許可されません。違反した場合には制裁が加えられるとのことです。(MMC-195, 4.10.2, 4.10.3, 4.10.4)
- 5. 特定の状況下で必要となる LRIT 機器に関する Authorization は、次の URL より主管庁への申請が可能です。(MMC-195, 4.11.2, 4.11.3)
<https://certificates.amp.gob.pa/certificates/>

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- 6. SE 検査の際、船上に保持される CTR が有効期限内であることを確認します。検査時に既に Conformance Test を実施済であるものの、CTR を受領していない場合には、有効期限 1 ヶ月の Conditional SE 証書を発行いたします。(MMC-195, 4.12.1, 4.12.2)
なお、SE 検査と Conformance Test は必ずしも同時に実施する必要はありません。

詳細につきましては、以下の URL に掲載されている当該 MMC-195 (May, 2025) をご参照ください。
URL: [Merchant Marine Circulars and Notices | Panama Ship Registry](#)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター別館 検査部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2027 / 2028
Fax: 03-5226-2029
E-mail: svd@classnk.or.jp